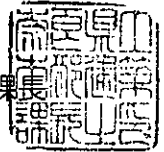


建築関係団体の長 殿

奈良県土木部まちづくり推進局建築課



都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定に係る
建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率等の数値の変更について（通知）

このたび、本県においては、広陵町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更します。今回変更する数値は、平成24年3月9日付けの県公報で告示を行い、同日付けで施行いたします。

つきましては、別添の内容について、会報誌等への掲載及び貴職における掲示等による貴会の会員等への周知をよろしくお願いします。

問い合わせ先

奈良県土木部まちづくり推進局

建築課建築審査係

TEL 0742(27)7561

FAX 0742(27)7790

平成24年3月9日から広陵町の一部において

市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、広陵町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、平成24年3月9日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県土木部まちづくり推進局建築課及び高田土木事務所建築課並びに広陵町都市整備課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県土木部まちづくり推進局建築課 (電話 0742-27-7561)

奈良県高田土木事務所建築課 (電話 0744-52-6144)

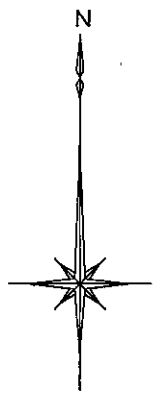
広陵町都市整備課 (電話 0745-55-1001)

ご 注 意

平成24年3月9日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、平成24年3月9日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。

位置図

	変更箇所区域線
	既存区域境界線



至 西名阪道
法隆寺IC

河合町

上牧町

磯城郡

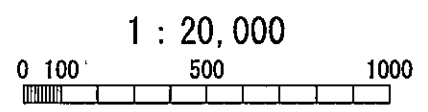
田原本町

香芝市

橿原市

大和高田市

凡例		
	市街化区域	
	都市計画道路	
	第1種中高層住居専用地域	150/50
	第1種住居地域	200/50
	準住居地域	200/50
	近隣商業地域	200/50
	準工業地域	200/50
	準防火地域	
	15m 高度地区	
	20m 高度地区	
	馬見丘陵景観保全地区	
	公園・緑地	



平成24年3月9日から広陵町の一部において

市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、広陵町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、平成24年3月9日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県土木部まちづくり推進局建築課及び高田土木事務所建築課並びに広陵町都市整備課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県土木部まちづくり推進局建築課 (電話 0742-27-7561)

奈良県高田土木事務所建築課 (電話 0744-52-6144)

広陵町都市整備課 (電話 0745-55-1001)

ご 注 意

平成24年3月9日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、平成24年3月9日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。